

大阪広域水道企業団職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成30年3月30日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第5号

大阪広域水道企業団職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団職員の管理職手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
職	区分	職	区分
(略)	(略)	(略)	(略)
技術長 理事 経営管理部副理事 事業管理部副理事 経営管理部総務課参事 経営管理部広域連携課参事 事業管理部事業推進課参事 事業管理部村野浄水場次長 事業管理部庭窪浄水場次長 事業管理部送水管理センター次長 事業管理部北部水道事業所次長 事業管理部東部水道事業所次長 事業管理部南部水道事業所次長 事業管理部四條畷水道センター所長	4種	技術長 理事 経営管理部副理事 事業管理部副理事 経営管理部総務課参事 経営管理部広域連携課参事 事業管理部村野浄水場次長 事業管理部庭窪浄水場次長 事業管理部送水管理センター次長 事業管理部北部水道事業所次長 事業管理部東部水道事業所次長 事業管理部南部水道事業所次長 事業管理部四條畷水道センター所長	4種
<u>事業管理部村野浄水場浄水管理室長</u> <u>事業管理部庭窪浄水場浄水管理室長</u> <u>事業管理部南部水道事業所建設整備室長</u>	5種		

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。